

新公益法人制度への移行の狭間にあつて

決算委員会 専門員

もろほし てるみち
諸星 輝道

公益法人、とりわけ国家公務員出身者が在籍するいわゆる政府関連公益法人を見る国民の目が厳しい。本院の要請を受けて会計検査院は、国所管の6,661公益法人の財務状況に関する検査を実施し、昨年10月、国家公務員出身者が在籍する法人は、そうでない法人に比べ補助金などの国費支出額が約7倍であり、在籍者が増えるほど金額も多くなっていることや、国費が支給された2,018法人においては、総資産額から基本財産を除いた内部留保の累計が2007年度末で約2,432億円に上り、1法人当たりで見ても国費の支給を受けていない法人の平均3倍になることを国会に報告した。

検査院は、同報告で、所管府省に対し公益法人への支出の必要性と内部留保の適正化について説明責任を果たすことを求めている。しかし一方で、こうした行政との結び付きが強い公益法人に関しては、平成12年行革大綱以降、その内包する諸問題を解決するため数次にわたる改革の取組がなされてきているものの、必ずしも所期の成果を得るに至っていないのが実情である。

このような状況の下、内閣は、昨年末の閣議で政府関連公益法人に対する国からの支出、権限の付与に関し、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担及び規制改革の観点から徹底的な見直しをすとの決定を行った。また所管の大臣にあつては、本年2月の決算委員会において、事業仕分手法をもって各法人のレーゾンデートルを国民の前に明らかにして行つ旨発言している。

今般の見直しは、個々の法人においては、一昨年末に発足した新公益法人制度の下、その移行審査と一体的に行われることが見込まれるが、新制度の目的が、民間の公益活動の裾野を広げ国の指導監督から解放し積極自主の経営を求めることにあり、その改革の発端が過度に行政に依存した公益法人の必要性そのものが問われたことであつたことを想起すれば、これは必然の流れと言える。もとより公益法人は、民間法人であり、民間の多様な多様な価値観の体現こそが期待される制度であつて、そこには行政の代行的な機能を務める民間機関として公益法人が存在することも、またその構成員に国家公務員出身者が加わることも本来的には制約を受けない。

しかし、一方で多額の国費が支出されながら、組織の人的構成や運営費の調達法、更には業務内容やその業務に係る契約の有様様が不透明で、存続自体が目的化していると受け取られかねない法人が一部において存在することが、国民には異質異様に映るのである。

公益法人は、組織の利益追求を目的としない。公共の利益を志向して設立運営され、その構成員も公共の利益の実現に向かつて活動する。それ故、その設立に当たっては、公益に資するための明確な理念が必要であり、既存の公益法人は各々それを備えているはずである。新公益法人制度への移行の申請は、報道によると各法人の様子見もあつてか滞り気味であるという。各法人は、新制度への移行申請に当たり、設立の理念を中核に組織運営を行うという原点に立ち返るべきである。理念と理念を具現化したビジョンが、構成員に共有され自主的な運営が行われるところのみ、国民の理解と共感は得られよう。